

# 戦時下の「国民統合」

——藤井忠俊「在郷軍人会」を読む

照井日出喜

I

『徒然草』の第五十段は、鬼女をめぐる騒擾について語る。ト部兼好は、伊勢国から連れて来られたと称する鬼女をわが目にてしかと見ようとする物見高い民衆の群れが、故意か自然発生かの「流言」を信じて京の町のここかしこを狂乱のごとに走り回り、ついには異様なまでの興奮状態から民衆同士の間での流血沙汰までが惹き起されるという、いわばある種の集団ヒステリ状態を淡淡と敍述するのであるが、「まさしく見たり」と言ふ人もなく、「そらべとなり」と言ふ人もなし。上下、ただ鬼の事のみ言ひやまざ」という内実なきものにひたすら熱狂しかつ、所詮はそれにただ空しく振り回されるのみの「壮大なゼロ」状況は、ある意味では、一九世紀日本のいくつかの総選舉の成れの果てを想起させるものである。

一九二五年には、すでに「大正デモクラシー」の命脈は風前の灯火となるからである。

その米騒動といいくつかの大手の工場における労働争議、あるいはまだ農村における小作争議に、在郷軍人会のメンバーがかなり大規模に参加し、場合によつては軍隊と衝突し、検挙される人びともえ存在したという事実は、つとに知られるところである。米騒動のさいに、騒擾罪で検事処分を受けた人びとは八一八五人に上るが、そのうち在郷軍人は九九〇人であり、この比率をそのまま適用するとすれば、全国で七〇万人以上が参加したといふ。この未會員の自然発生的大運動に、在郷軍人は八万人以上も加わっていたであろうことが想定される。さらに、たとえば一九二一年の神戸の三菱・川崎両造船所大争議では、「在郷軍人の職工が軍服着用のデモンストレーションを行つなど、争議中の中堅メンバーとして登場」（九一ページ）するのであり、各地の小作争議でも、在郷軍人が指導的役割を果たした例は少なくない。しかしながら一方、一九二三年の関東大震災のさいには、手続き上問題があるとされる戒嚴令のもと、在郷軍人会は青年団とともに、たしかに関東各地の罹災者の救援活動を行う主要な部分を形成する組織ではあつたものの、「自警团」の主要なメンバーとして、街頭で誰何を行いつつ、朝鮮や中国の人びと、あるいはまだ日本人に対する虐殺にも直接的に関与する行動部隊にも属していた。もちろん、同一のメンバーが双方の事態に関わるという可能性はきわめて小さかつたであろうが、一九一八年から一九二三年に

せるものである。

しかしまた、その鬼女が伊勢国ではなく「満州國」から来たものであると称される時には、「八紘一宇」や「大東亜共榮圏」といった意味不明の聖化された「流言」のものに、「流血沙汰」は模倣じばかりの模様となり、犠牲者は一〇〇〇〇万人をはるかに越えるものとなる。

日本のファシズム「体制」の成立がいかにして可能であったかを問うことは、「大正デモクラシー」が、なにゆえかくも構造にして短い命を持つものでしかなかつたのか、ということを問うことでもある。そもそも文学・女性・教育運動から、第一次世界大戦とロシア革命（および、敗北したといえどもソビエト革命）という世界史的な政治状況を背景に、一九一八年の米騒動をはじめとして、労働争議・小作争議といふ、資本主義と地主制度との根幹に關わる闘争が広がつていこうにも関わらず、普選とセントの治安維持法の制定が示すよ

いたつて歴史の表面に現われる在郷軍人会メンバーの行動的劇的な変化は、象徴的にはあれ、まさしく「大正デモクラシー」の変遷もしくは終焉のプロセスと重なり合つてゐる。

II

帝国在郷軍人会は、満州事變以降にあつては、日本における最大の組織であつた。「銃後の守り」に就く女性たちは、内務省のもとの愛國婦人会（愛婦）、文部省のもとの大日本連合婦人会（連婦）、陸軍のもとの国防婦人会（国婦）から、大政翼賛会の成立後に統合されて、一九四二年、千万人単位の「大日本婦人会」となるのであるが、そのメンバーの少なからぬ部分が、やがては赤紙によつて戦場へと駆り出されて行く運命にある在郷軍人会は、当然のこととして、国民皆兵を標榜する徵兵制と義理一体の關係にあり、したがつて、軍部にとつては、当時の成人男子の少なからぬ部分を軍事的側面において掌握し、総力戦に投入する対象であるとともに、その総力戦を遂行するうえで不可欠の「国民統合」を実現する重要な手段として、国民全體を「庶民」として「思想整備」を行なうための「実動部隊」として利用し、使役する「畜体」でもあつた。

夏目漱石が、徵兵を忌避するために本籍を北海道に移したという事実は、よく知られたエピソードである。漱石ならずとも、誰しも軍隊などに喜んで赴くわけはなかつたであろうが、ともあれ、明治のその時期にあつては、まだそうしたト

リックが可能だったということである。じつさい、当時にあつて、現役兵として入営しなければならぬ青年たちの同世代の人員に占める比率は、一八七七（明治一〇）年にはわずか三・五%、一八八八年に四・六%に過ぎず、つまりは、金も後ろ盾もなく、免役条項に引っかかる条件を持たない徴兵合格者のごく一部のみが、文字通り、貧乏くじを引くことになつたのである。くわえて、除隊となつた彼らを待つていたのは、彼らを「兵隊上がり」として冷遇する「世間」であつた。

しかし、日清戦争後の一八八九年には、徴兵令の改正によりて免役条項はほぼ消えることになり、さらに、一九一六年、徴兵令は廃止されて兵役法が成立する。

兵役は、現役と予備役を合わせた常備兵役（陸軍は、現役二年+予備役五年四ヶ月、海軍は、現役三年+予備役四年）、後備兵役（陸軍は予備役後十年、海軍は同五年）、第一および第二の補充兵役、第一国民兵役（陸軍とも、後備兵役後、満四〇歳まで）および第二国民兵役（上記の兵役との重複を含んで、満一七歳以上、満四〇歳までの兵役義務のある男子全員）に分かれており、基本的に、男子にあつては、その人生の一七年間を拘束するものである。在郷軍人は、現役を終えた予備役・後備役の将校・下士・兵、帰休兵および陸軍の補充兵を意味しており、陸軍にあつては一五年四ヶ月、海軍では九年、陸軍第一補充兵役においては一二年の長きにおよぶ期間において、たとえば戦時においては赤紙による召集に応じることが義務づけられ、帝国在郷軍人会に組織されていた。こうした兵役法

の成立において本質的なもの一つは、それが、「義務教育に従事する教員養成教育の最終課程として軍隊生活を必須としたもの」と考えるべきであるということであり、その前年に行われた帝国在郷軍人会の規約改正によって、「短期現役を経て第一国民兵役にある小学校教員は、帝国在郷軍人会の正会員となることを義務づけられていた」ということである――要するに、「在郷」であるとはいっても、小学校教育に携わる男子教員は「軍人」なのであり、したがつて、彼らには、制度的に、軍人の立場からのみ子供たちに対する教育を行うことが許されるということになる。すなわち、時あたかも昭和改元とともに成立した兵役法体制は、「短期現役兵出身で帝国在郷軍人会正会員である教員がおこなう義務教育――現役将校が担当する学校教師・在郷軍人が担当する青年訓練――現役兵もしくは教育招集による兵営内での軍隊教育――平戦両時ににおける召集および簡易点呼に応じ、軍事組織である帝国在郷軍人会の統制に服する義務を負う在郷軍人制度、というかたちで、学年から満四〇歳にいたるまでの健康な男子国民のすべてを軍事的に組織する体制」であり、つまりは「兵営国家」の誕生を意味していた。

客観的に見れば、治安維持法の成立が前年の一九一五年であることに、これは軍事に符合する。天皇を大元帥とする兵営国家に反対し、批判する者をひととて諄圧し、封殺するための法律をまず制定したうえで、つまりは後顧の憂いを取り去ったのちに、軍隊と在郷軍人会がすべての教育現場に絶

対的に着臨して軍国主義教育を徹底させ、軍部が直接関わらぬ形を取る場合でも、全国、とりわけ広大な農村地帯に点在する在郷軍人会組織を通じて、軍部主導による国民全体の「思想整備」を行い、天皇制軍国主義のもとへと有無を言わせず統合する体制を作り上げたのである。

形式的には政党政治が維持されていたとはいへ、この時点で、「大正デモクラシー」は完全にその命脈を絶たれたと言つていい。米騒動・労働・小作争議の頻発、普選運動、軍縮要求、社会主義政党の成立、と続いた流れは、ここにいたつて枯れ果てたかに見える。

「良兵良民」をスローガンとする在郷軍人会の創設は、そもそもが日露戦争後における総力戦を視野に置いてなされたものであつた。藤井によれば、ほのかならぬ日露戦争のさう、田中義一は、「戦場におけるロシア予・後備軍のもろさをつぶさに見たため」に、「にもかかわらず将来の総力戦はこの予・後備軍が主体となりざるを得ないと確信したが故に、在郷軍人会の設立と運営に一人一倍の熱意をもつた」（一一三ページ）という。そのさう、在郷軍人会の組織化が、在郷軍人たちによつて地域的に自主的に行われるのか、あるいは軍部が主導するのか、ということは明確ではなかつたとされるのであるが、当初にあつては、いずれにしても「共同体内尚武会を中心とした単位に存立基盤がある」（一一一ページ）ことは明確であつた。しかし、その後、在郷軍人会の設立は、やはり軍部の統制のもとになされてしまうことになる（一一三ページ）。

その後、第一次世界大戦におけるヨーロッパ各国の軍隊の状況を目の当たりにすることによって、田中になつては、現役兵以外の訓練された兵力をいかに日常的に保持するかが、とりわけ脆弱な経済力のゆえに、膨大な常備軍を維持することが本来的に不可能な日本においては焦眉の課題であることを、痛感することになる。それといふのも、ドイツでは、「常備兵の一五倍近くの兵員の補充を予・後備役兵を中心に行なわざるをえ」ず、フランスは九倍、ロシアは一一倍、イギリスでは、「徴兵制でなかつたために一一倍」にのぼつた（一七一ページ、参照）からである。双方の陣営とも数ヶ月で終結するであろうとの希望的観測のもとに開戦へと突き進んだにも関わらず、戦況は膠着状態となり、長期化し、泥沼化し、文字通りの悲惨な消耗戦となつたヨーロッパの大戦の実例ゆえに、近代の総力戦は、膨大な兵力の損失とその補充を必要とするものであることが想定されたのである。それは、いつたん除隊となつた在郷軍人たちの多くが再び戦場に赴くということであり、そのための訓練が日常的に組織されていなければならぬことを意味した。

しかも、予・後備役兵からなる強大な在郷軍人組織を確立することは、天皇制イデオロギーによる思想教育を徹底させることによつて、「大正デモクラシーの風潮に抗する措置」（一一五ページ）を実行していくうえでも、きわめて重要な要素となるものであつた。

そのさう、一九二三年の関東大震災は、さながらまた意味で、

ある種のタイミング・ポイントをなすものであった。藤井によれば、「關東大震災は、『朝鮮人大虐殺』という歴史上一つの汚点を残しながら、戒厳令という負の措置の中で在郷軍人会が有用な存在であることを印象づけた。有事の認識と有用の認識が交錯する中で国家主義の橋頭堡が確保されたかの感がある」(二二八ページ)。この時の戒厳令の法的有効性をめぐつては否定的な議論もあるものの、ともあれ、戒厳令下では、すべての権力は軍隊に集中されることになり、「震災の現場で公的に活動できるのは軍と警察と在郷軍人会だけ」であつたがゆえに、在郷軍人は、たんに「自警団」を構成する人員となるのみならず、「現場での救助活動の主体的部位に位置することになり、被災地域の救護、水・食糧補給の補助組織に組み入れられた」(同)のであり、当然のことながら、罹災者たちからは感謝され、改めてその存在を認められたのである。

「大正デモクラシー」の要求の一つであつた軍縮は、これで後景に退くことになり、他方、狂氣じみた排外主義(ここでは、兼好の「鬼女」は、朝鮮や中国からの底辺労働者であつた)の爆発は、社会主義者を危険な「國賊」とする風潮を作り出す契機となるとともに、いわば「アレ・ファシショ的な熱狂状態を生み出すことになる。

朝鮮での三・一独立運動の高揚と、それに対する日本軍と警察による凄惨な弾圧が徹底して行なわれたのは、四年前の一九一九年であつた。「不逞鮮人が、井戸に毒を入れた」という流言蜚語が、朝鮮人の「報復」として呼ばれたというの

は、もとよりゆえなきことではない——朝鮮で、各地の井戸に毒を放り込んだのは、ほかならぬ日本の側だったからである。それが「報復」として意識されたのであるとすれば、それは、じつさいにそうした「作戦」を実行したメンバー、あるいは、それについての「武事伝」を耳にした、いまは除隊となり、在郷軍人となつた元兵士たち、あるいは、その「作戦」が実行された旨の報告がなされたであろう軍もしくは警察の上層部においてでしかないことになろう。そして、前述のように、「自警団」の主要な構成員をなしていたのは、軍服を着た在郷軍人たちだったのである。

さらに、本書『在郷軍人会』では簡単に触れられているのみであるが、すでに一九二二年に成立していたムジシリ一二のファシズム政権の存在が、日本において來たるべき総力戦に備えるべく予備役・後備役を組織化していくうえで、それなりの位置を占めることになったであろう。のちに(一九三五年)相沢三郎に斬殺される水田鉄山は、たんに東条らとドイツで「バーテン・バーテンの密約」を行なつたのみならず、帰国後にはイタリアについて報告し、「田中大將や宇垣中將らもこのファシズム運動に注目し、共感したといわれる」(一四一ページ)とされているからである。

一九二八年の三・一五事件、一九二九年の四・一六事件、一九三一年の満州事変の勃発、一九三二年の「満州國」建國と五・一五事件、一九三五年の國体明徳運動、一九三六年の二・二六事件、一九三七年の日中全面戦争の開始へと突き進

むプロセスにおいて、まさしく「上からのファシズム」の受け皿の一つとしての、したがつて、「統合」され、かつ「統合」する組織としての在郷軍人会の存在がいかなる変遷を辿ることになるかを、本書の記述は克明に追う。

一九二八年、在郷軍人会の「思想の敵」は共産主義であることが宣言され、「思想改善」が運動目標となる(一九一ページ)。この当時、軍が把握している在郷軍人の「思想要注意者」は、一九二八年現在一〇四一人で、前年より約三〇〇増加しているとの記録がある(一九三一ページ)。つまりは、当然のこととして、在郷軍人に対する思想調査は、着々と行われていたといふことでもある。

とりわけ満州事変の勃発とともに、在郷軍人会は「軍部から請け負つたかたちで国防思想普及運動を行う」(二〇八ページ)ことになり、慰問金募集中のための奉仕やイブントと、出征兵運賃のさいの歓送・歓迎行事のために、地域における組織が多く作をきわめることになる。

一九三二年の「満州國」建國とともに、「まず試験的に在郷軍人による武装移民を送る計画」が立てられ(二二一ページ)、満蒙武装移民が開始される。在郷軍人は、満州への移民という「大事業」への先兵に使われた(二二三ページ)のである。

同じ年の五・一五事件は、それまでまぎりなりにも一〇年近くも維持されてきた政党内閣の終焉を意味した。軍部および軍事の比重が高まり、この事件による混乱とともに、日本は「非常時」に入ったとする認識が広まるうことになり、在郷

軍人会こそは、この非常時の流れに乗つた「最大の国内団体」であった(二二三一ページ)。

一九三五年、美濃部達吉の天皇機関説を攻撃する「國体明徳事件」が発生する。すでにこの時点では、社会主義運動の組織はほとんど完全に壊滅し、リベラルな傾向を持つ人びとの排撃が展開されつつあつた。在郷軍人会は、「國体明徳運動の中心に位置する」(一四九ページ)。もとよりそれは、「理論的」な問題への関与などといふものではなく、「これを機に国民の「精神運動員」を図ろうとする軍部への全面的な協力を意味していた。

一九三六年の二・二六事件のち、在郷軍人会は「勅令団体」へと移行する(二五五ページ)。それは、当然のことながら、在郷軍人会に対する統制の強化を意味した(二五六ページ)のであり、來たるべき戦場への大動員への準備となるものであつた。

一九三七年の日中戦争の勃発は、在郷軍人の大量の召集を惹き起こし、彼らの多くは、臨時召集令状(赤紙)によって戦地へと送り込まれることになる。「在郷軍人にとつては自身の赤紙への対応が最大の関心事」となるにいたるのである(二六六ページ)。この年に動員された兵士の数は九三万人におよび、現役兵が三三万六〇〇〇人であつたのに対して、在郷軍人たおからなる召集兵は、その倍に近い五九万四〇〇〇人であつた。この時期にあつては、反ファシズム運動の最後の牙城とも言うべき存在であつた人民戦線運動も挫折を余儀なくされ、もはや日本ファシズムに抵抗すべき組織はないに等しい状況であつた。

## III

アジア・太平洋戦争は、とりわけ戦局が悪化の一途をたどる一九四三年以降、「総力戦」というよりは、むしろたんなる「消耗戦」の様相を呈するようになる。赤紙によつて徵集される在郷軍人たちは、まさしく「玉碎要員」であつた（三〇五ページ）。一九四三年の陸軍は二七五万人の兵力であつたが、まさに「根こそぎ動員体制」に入つており、五五%にあたる一五〇万人が在郷軍人、翌一九四四年には、現役二二一万人、召集兵一九五万人、敗戦の年一九四五五年には、現役兵二四四万人、召集兵三五〇万人であつた——「この時の召集兵たち」は、「太平洋の諸島やニューギニア、フィリピンなどの南方で玉碎したり歿死して失われる兵たちの補充」のために集められたのであつた（同）。

カントの研究者でもあつた、一九一三年の生まれの小牧治は、出征と死への絶望的な不安のなかで、「わたしたちは、明日の出征を思うとき、なんとしても、批判よりもむしろそれを意識してくれる哲学がほしくなつてしまつた」と述べる。それは、「西田幾多郎の『日本文化の問題』、田邊元の『歴史的現実』など」であり、「国家の倫理性、日本国家のもつ世界史的な意義を説く和辻の倫理学的哲学もまた」「たくみな文で論を追つて迫つてくる國家論であり、戦争は認であつたがゆえに、よりいつそうわだしだかを引きつけずには

兵士も在郷軍人も、すべてが「玉碎要員」としてのみあるような状況のものでは、母や妻や恋人の名を呼びながら死んでいつたであろう彼らにとっては、たしかに、みずから死を神聖化してくれるものが必要だったであろう。

## IV

子安宣邦は、「『近代』主義の錯誤と陥糸——丸山真男の『近代』の冒頭に、アドルノ（『啓蒙の弁護』）と丸山真男（『日本政治思想史研究』）からの、「近代」への「対比」となるべき引用を擱げる。

その「対比」が交錯するかに見えて、じつはそれ違いに終わるのは、それぞれの撲つて來たる所以の差異に起因する。

ドイツ革命の高揚と敗北のうちに制定されたワイマール憲法は、少なくとも国民主権を宣言し、当時としては最も民主主義的な憲法だったのであり、そこから成立したはずのワイマール共和国から、なにゆえナチス・ドイツの第三帝国が出現することになるのか、という問ひは、強烈な悔恨と苦惱とをもつて、ドイツの多くの知識人たちを苛んだには違いない。しかしまた、そうした問題の設定を突き抜けて、数百年にもおよばうという「啓蒙の時代」を経て、近代的諸関係がそれなりに確立し、近代芸術もしくは近代文化が一定の開花を見たはずの國において、剥き出しの暴力と他民族排外主義が支配し、とりわけエダヤ人の「規定」を成文化したニエルンベ

「おかなかつた」と書く。

世の中は夢かうつつかうつつとも

夢ともしらずありてなければ

所詮、うつつは地獄である——うつつは戦争であり、自我を抹殺する軍隊であり、砲弾がみずから生命を奪うべく飛び来る戦場であり、戦場における戦死か、戦病死か、餓死であり、うつつは死への恐怖であり、不安であり、つまりは、天皇制権力によつて強制されるたんなる大死の運命である。たゞえ夢が悪夢であるとも、地獄であるうつつよりはまだしも耐えうるものである。みずから存在が、所詮はあつてないものに過ぎぬのであるならば、この世界も、かりにあつたとしても、ないに等しい。かくのごとき愚にもつかぬ世の中が消えてくれさえすれば、地獄も消えてくれることであろう……『古今集』の誰とも知れぬ詠み人の歌に漂うかに見える「ニシリズム」は、権力による大死を前にした青年たちの心情に重なり合つたりにさえ思われる。敗戦直前の日本における男子の平均寿命は、一〇歳そこそくだったのであるから、成人男子にとって、迫り来る絶望的な死は不可避のものとして意識されたのである。

小牧は、せめてみずから死が「意味」を持つものであることを願う——それが大死であることを知るがゆえに、その認識を隠蔽してくれる「思想」に逃避することを憲悲する。彼にとって、それは剝離的な阿片への逃避であり、和辻たちは思想的阿片の産出者として、彼の前に現われたに違ひない。

ルク法のアヒギ、幼稚にして理不尽、愚かにして野蠻な代物が成立するなどといふことは、「近代」もしくは「近代的個人の意識」の本質を根底から問い合わせることを通じて、ファシズムの登場を解剖することが、批判理論もしくは批判的思惟に突きつけられた、焦眉にして絶対的な課題には違ひなかつた。

日本においては、こうした「衝撃」はない。ワイマール憲法のほぼ三〇年前に、「万世一系の現人神」のみに主権が存するなどといふ程度の憲法しかできなかつたといふこと自体が、すでに「没近代」の証明であり、それを籠々しく掲げて「近代化」をめざすといふ國式が、ほとんどカリカチュアなのであるが、王政復古から、さきがちもな政治過程を経ながらも、ほぼ一貫して侵略主義的な道を歩み、いわばその延長線上に、台湾と朝鮮の植民地支配における武断的・彈圧政治を梃子として、帷幕上泰權、軍部大臣現役武官制、統帥権独立といった権限を掌握し、強大にして「独裁的」な政治勢力としての軍部が形成され、ファシズミック的な体制へと進んでいく日本においては、所詮ヨーロッパにおけるような問題意識は出現するはずはない。政局としてのファシズム体制や軍部批判は、文字通り機拳・擦間の危険と隣り合わせになされたであろうが、眼前に進行するファシズムの思想的意味についての戦時下での展開は、おそらくさわめて稀であつたであろう想像される。

要するに、「近代的市民社会」が存在しているものかわらず、なおそれでもファシズムの脅威を防ぐことができなかつたといふことは、凄まじい思想的・理論的衝撃であり、「近代的

「理性」への「近代的理性」そのものによる痛切な反省を遂む」となく叫び出すことになるのであるが、「近代化」なるものが借り物でしかないような所には、それほどの強烈な理論的衝撃があるはずはないのである。それは、「近代市民社会なき国民国家」に「近代的市民藝術」が盛立しようとはすばなく、日本においては、それは二一世紀の現代においても変わることがないと通底している。

人間であると同時に神でもあると規定される天皇は、もとより信仰の対象でもなければならない。國家権力の絶対性を保証するものは、信仰の対象としての神性にはならないからである。その意味では、少なくとも建築としては、たしかに「理性」ではなく、信仰と献身という宗教性こそが問われる事になる。こうした関連において、ある意味では「特殊」な事例であるとは云え、しかしあなたさわめて「象徴的」でもあると思われるのは、一九三五年、永田鉄山が斬殺された相沢事件のさいの証人として新聞に答える、いわゆる皇道派青年将校の一人で、一一・一六事件で銃殺された西田税に連なる大岸頼好大尉の陳述である。

「所謂維新ナルモノノ真髓ハ、先ツ第一ニ我々ガ現人神陛下ノ子テアリ、赤子アルト云フ自覚、信仰アルト云フ結論テアリマス」。「天皇陛下即チ日本國テ、我々赤子ハ陛下ノ分身、分靈テアリシテ、此ノ信仰ノ上に立ツテ、其日其日ノ生活ヲ充実、發展サセテ行ク事が、即チ維新テアリ、改造アルト信シマス」。さらに、「所謂客觀的ナル情勢ト云フモノ

ハ、其ノ思想自体外來的テアシテ、私ノ探ラナイ處アリマス。結局我々ハ日本國ノ柱ニナルト云フ信仰ニ、帰着致シマス。生キテ柱ニナリ、死シテ柱ニナリ、其間其間ガ柱アルト云フ、信念テアリマス。太黒柱トモ申上げ奉ルベキ、現人神陛下在シマスノテ、我々ハ各々夫々ノ柱ニナルベキテアリマス」。

もちろん、「公的な性格」を持つ訊問への陳述である以上、多分に敏切り型の達前的事文が述べられているには違いないのであるが、少なくともこの陳述のなかでは、客觀的情勢、もしくは情勢の合理的・客觀的な分析そのものを拒絶し、いかなる状況のもとであれ、その意味と実体とを問うことなく、ただひたすら現人神への信仰のもとで行動するということが本質的なのであり、すなわち、行動の内容ではなく、行動をなすさいの心情=信仰のみが問題なのであり、要するに、すべては「善惡の彼岸」にあることになる。このほどんど「完成された非合理主義」は、そのままテロやクラスターの実行部隊の意識を支配することになるには違いないが、しかし、もちろん、冷徹にして冷酷なパワーポリティクスは、別の次元で彼らを支配していくようである。

## V

「近代」の特質の一つは、それがつねにみずからへの批判を内在しているということにある。「近代」と「近代批判」もしくは「反近代」とが、凄まじい葛藤を演じつつ、歴史の

なかに登場するといふことである。

しかし、じつはその「近代」自身が、地理的かつ歴史的に、きわめて狭い範囲のなかにしか存在してはいなかつたことの事実である。わたしたちがたんなる「時代区分」としてではなく、ある種の「理念型」もしくは「理想」もしくは「イメージ」として抱く「近代」は、基本的に「ヨーロッパ」であり、「西ヨーロッパ」であり、要するに「西歐近代」であるには違いないからである。増田四郎の古典的著作である『ヨーロッパとは何か』は、古代末期から中世初期にかけての「ヨーロッパ」の成立を辿り、その特質を明らかにするうつとよつて、まさしく「近代ヨーロッパ」の根源となるべきものを示すものである。

一つの重要な契機をなすのは、すでに十二世紀において、「支配形態の変化に対応して、それぞの固体意識が高まり、新しい身分ないし階層としての騎士、市民、農民という自覚がうまれた」ということであり、しかも、「これらは日本の場合とはちがつて、いずれも支配に対する抵抗の主体となるものであつた」ということである。要するに、「西ヨーロッパの社会生活では、日本などにくらべ、歴史のどの断面をきつてみても、上からの支配に対する被支配層の固体意識がきわめて強固であつた」ということであり、まさしくそれゆえにこそ、二〇世紀のドイツで、ヒットラーのファシズムの支配を阻止することができます、あのような代物に惨めにも「統合」され、愚弄された人々の、したがつてまた、「近代的自我」がただひたすら嘲弄された十数年があつたといふ歴

史的敗北への悔恨と反省とが、痛切な形を取つて現われ続いているのである。それはたんなる「伝統」ではなく、そのように歴史的に培われた合理主義的な抵抗の意識の顕現にはかならない。じつさい、「近代的理性」が「道真的理性」へと変貌を遂げ、人間をモノとして処理するその道真的理性の一つの現われたる妖怪としてのナチズムを解剖するのは、それ自体が「近代的理性」の発露なのであり、アドルノの近代批判は、まさしくそうした射程のもとになされているのである。

もちろん、増田が指摘するよう、宗教意識の相違（西ヨーロッパの修道院を一つの軸とした宗教生活においては、たんなる瞑想生活ではなく、労働への誠実な身の処し方が重要であつたこと）、都市共同体の形成による市民生活の協調的なあり方（公衆道德といふ意識の問題）、ゲルマン的主従關係の基本は、家と家との絶対的なつながりではなく、「あくまでも個人と個人の及務契約關係」であつたといふことなど、「西ヨーロッパ的近代」を生み出すうえでの母胎となるべきものについて、それを思いを礙らすうとも必要であろう。それといふのも、あるいはむしろ、こうした諸要素が存在したからこそ、「統合」を拒否する、上からの支配に対する抵抗のエネルギーが噴出し続けたには違いないからである。

## VI

「大和魂」やら「日本主義」やらが鼓吹された戦時下では、

古代の天皇たちの「セレナーテ」や欲望の告白たる相聞歌は後景に墨かされたには違いないのであるが、そうした『万葉集』研究に対して、西郷信綱は、「主義を消し去った冷厳な文献学的実証主義の裏面には、野放図で無規定な理性なき主觀性がそつくり対応していただ」という、憤烈な批判を叩きつける。時の大勢におもねた「研究史」に向かって鋭く刃の鍔さは、まことに胸目すべきものであるのだが、しかしまた「実証主義」と「理性なき主觀性」との間のこうした二重性こそは、わたしたちがつねにみずからを検証するうえでの鍔となるべきものには違いない。

他方、伏字で意味の通じない箇所が少なくてないのだが、「転向識業者とその罵倒者」（一九三四年）という小文で、大宅社一は、数年前の雪崩を打つたような「和文学乃至アルジョア文学からプロレタリア文学への転向」から、現在の雪崩を打つたようなその逆の転向、もしくは「単なる『文学』への還元」について触れ、「これは日本の文学、日本の思想、日本の文化全体を支配している安価な適応性の一つの現れである」と批判する。一九五六年、スターリン批判という歴史的状況をその背後に持つとも考えられるが、小田切秀雄は、「近代的自我は、従来ともすれば国民の利益や国民的な立場とは対立的ないし異質的なものと見られてきた。マルクス主義が近代的自我にたいしてまったく否定的・拒否的な態度をとつて來ていた点では、絶対主義秩序とそのイデオロギーが近代的自我にたいしてとつてきた態度と同じ傾向をもつてい

た」と述べる。みずからが浴びる返り血を嘗悟で吐かれたであろうこれらの言葉が意味する内実は、おそらくはそれはほど異なるものではない。そのいずれもが、時流に流されることなく（兼好の語る「鬼女」に引きずり回されることはなく）、かつ、支配的権力に統合されることのない自我という、古くから新しい問題を提起しているからである。

## 注

- (1) 久保田海校注《徒然草》、『新日本古典文学大系』三九、岩波書店、一九八九年、一一七ページ。
- (2) 藤井忠俊『在郷軍人会』、岩波新書、一九九〇年、八四ページ参照（以下、本書からの引用は、本文中にページ数のみを掲げる）。
- (3) 藤井忠俊『画坊婦人会』、岩波新書、一〇〇五年、一〇三ページ以下、参照。
- (4) 彼らのなかの少なからぬ人びとは、すでに妻帯者であり、子供にも囲まれていた——その出征のさい、笑顔を強制される家族たちとの別れを、「人々に笑ひつつ送る妻子よ よ 切なさ過ぎて我も笑ひつ」と歌つた兵士の悲しみと怒りの聲とは、彼らに共通のものだったであろう（同書、一六三ページ）。
- (5) 丸谷幸一『コロンブスの卵』、筑摩書房、一九七九年、一一三ページ以下、参照。
- (6) 吉田経『日本の軍隊』、岩波新書、一〇〇一年、一八ページ。
- (7) 以下の説明は、太江志乃夫『天皇の軍隊』、『昭和の歴史

3、小学館、一九九四年、七一ページ以下に基づく。

- (8) 同書、七五ページ。
- (9) 同書、八九ページ。
- (10) 同。
- (11) 朴殷植『朝鮮独立運動の歴史』（姜德相・訳注）、東洋文庫、平凡社、一九七一年、下編、第二三章「日本人の捲問と奮行」、二三八ページ以下、参照。
- (12) 大丸義一『反ファシズム運動とその解体』、前掲、『岩波講座 日本歴史』二〇二所収、二〇六ページ以下、参照。
- (13) もつとも、大江によれば、「一九四四年一〇月現在、日本軍の総兵力は総人口の大・三・八・セント」に過ぎず、「当時、ドイツ・イギリス・ソ連の動員総兵力は各國総人口の一八ないし二〇・八・セントであり、アメリカができる八・一・セントであった」という。沖縄を除いて、國土が全面的に戦場となることがなかつたことにもよるのかち知れぬのであるが、日本の低い工業技術水準と零細な小農民経営の農業生産では、どうかく生産の直接的な担い手が必要であつたといふことが、その理由とされている（前掲書、三六七ページ以下、参照）。
- (14) 小牧治『和辯哲郎』、清水書院、一九九九年、七ページ。
- (15) 一九四五年的平均寿命は、男子が二三・九歳、女子が三七・五歳である（関口・服藤・長島・早川・浅野『家族と結婚の歴史』、泰福社、一九九八年、一五八ページ、参照）。
- (16) 子安宣邦『日本近代思想批判』、岩波現代文庫、一〇〇三年。なお、かの「近代の超克」座談会の思潮史的・文化史的位置については、とくに繰り地小劇場をめぐるプロレタリア演劇・文学に關わる、戦時下において敗北を余儀なくされる

文化運動との關連において、改めて展開する予定である。

- (17) 井上清『日本帝国主義の形成』、岩波書店、一〇〇一年、序説「天皇制の侵略主義と近代帝国主義」、参照。
- (18) このプロセスの詳細な追跡は、由井正臣『軍部と民衆統合』（岩波書店、一〇〇九年）の第一章（論文自体は、一九七六年、初出）を参照されたい。
- (19) 以下、高橋正衛『昭和の軍閥』、講談社学術文庫、一〇〇四年、一四七ページ以下。
- (20) 一九三四年一月、片倉東を中心とする「統制派」少壮幕僚たちによって、「政治的非常事態効率」処スル対策要綱が作成されるが、この場合の「政治的非常事態」は青年将校らの決起を想定したものであり、このクーデターの勃発を利用してみずから政治的実権を握ろうとする「カウンター・クーデター」の計画だったといふ（吉屋智夫『日本ファシズム論』、『岩波講座 日本歴史』二〇一、一九七六年、一一七ページ、参照）。これもまた変則的にして狡猾な「統合」の一形態には違いない。
- (21) 岩波新書、初版は一九六七年。
- (22) 同書、一七〇ページ。
- (23) 同書、一九一ページ。
- (24) 同書、一六三ページ。
- (25) 西郷信綱『萬葉私記』、未来社、一九七六年、「私記後語」、三四七ページ。
- (26) 大宅社一『転向識業者とその罵倒者』、『現代日本文学論争史 中巻』、未来社、一九七三年、二八〇ページ。
- (27) 『講座 日本近代文学史 第三卷』、大月書店、一九五六、月報、六ページ。